

令和5年度 職員の給与の男女の差異

特定事業主名 津山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.7%
全職員	68.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 津山市における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、津山市職員の給与に関する条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・部次長（相当）職	98.0%
課長（相当）職	98.5%
課長補佐（相当）職	97.1%
係長（相当）職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.9%
31～35年	92.0%
26～30年	88.8%
21～25年	90.5%
16～20年	83.5%
11～15年	93.4%
6～10年	85.2%
1～5年	91.0%

【説明欄】

育児短時間勤務制度を勤続年数20年までの女性職員が多く取得し、短縮時間分の給与の減額がされていることから、男女の給与の差異が大きくなっている。

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、所定勤務時間・日数が常勤職員の3/4未満であって、週の所定勤務時間が20時間未満の職員は除外をしている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。